

兵庫県警察警備実施要綱

〔 昭 和 3 9 年 1 0 月 1 日 〕
〔 本 部 訓 令 第 2 2 号 〕

（ 概 要 ）

この規程は、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）の規程を実施するため、兵庫県警察における警備実施について、必要な事項を定めたものである。